

吹田市介護保険事務業務委託提案募集要項

制定 令和8年10月19日

I 業務内容等

(1) 業務名

吹田市介護保険事務業務

(2) 業務内容

「吹田市介護保険事務業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日(令和9年3月頃を予定)から令和15年9月30日まで

(4) 提案限度額

1,393,587,000 円(消費税及び地方消費税等含む)

ア 年度別内訳

令和8年度 0 円(税抜 0 円 消費税 0 円)

令和9年度 158,602,000 円(税抜 144,183,637 円 消費税 14,418,363 円)

令和10年度 217,672,000 円(税抜 197,883,637 円 消費税 19,788,363 円)

令和11年度 217,672,000 円(税抜 197,883,637 円 消費税 19,788,363 円)

令和12年度 221,197,000 円(税抜 201,088,182 円 消費税 20,108,818 円)

令和13年度 226,955,000 円(税抜 206,322,728 円 消費税 20,632,272 円)

令和14年度 230,047,000 円(税抜 209,133,637 円 消費税 20,913,363 円)

令和15年度 121,442,000 円(税抜 110,401,819 円 消費税 11,040,181 円)

※上記の金額を超える提案は失格とする。

(5) 実施場所

吹田市役所

(6) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者 吹田市長 後藤圭二

イ 提案募集事務局 吹田市福祉部高齢福祉室介護保険グループ庶務担当

(所在地 吹田市泉町1丁目3番40号)

(電話番号 06-6384-1341)

(e-mail kaigo@city.suita.osaka.jp)

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下、「提案者」という。)は、参加表明日時時点で次に掲げる全ての条件を満たす単一の企業又は2者以上で同条件を満たすように構成される企業連合体とする。なお、単一の企業又は企業連合体の構成員は、本プロポーザルにおいて他の企業連合体の構成員になることができない。また、提案者は、契約候補事業者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

なお、下記の(1)～(9)については企業連合体における全ての構成員が満たしていることとする。

(10)、(11)については、企業連合体の中で1者以上の構成員が満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 吹田市指名停止措置要領(平成 16 年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成 24 年 11 月 13 日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき校正又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 納税義務を有する税金(国税及び地方税)を滞納していないこと。
- (7) 次に掲げる届出を行っており、保険料を納付していること(当該届出を行うことを要しない者を除く。)及び滞納していないこと。
 - ア 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第7条の規定による届出
 - イ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
 - ウ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
- (8) ISO27001 認証及びプライバシーマーク認証を取得していること。
- (9) 財務指標について、次に掲げる内容のうち、いずれか1つ以上を満たすこと。
 - ア 直近3年間の事業年度のうち、当期純利益が連続して赤字となる事業年度がないこと。
 - イ 最近決算時の当座比率が 100%以上であること。
- (10) 過去5年度以内に、官公庁(国、都道府県、人口 10 万人以上の市又は特別区)において、本業務に類する業務に1年以上従事した実績を有すること。
- (11) 上記(10)の業務にて、統括責任者もしくは現場管理責任者として業務に従事した実績を有する人員を、統括責任者として本業務に従事させることができること。

3 募集要項の配布期間及び配布方法

(1) 提案募集の名称

吹田市介護保険事務業務公募型プロポーザル募集

(2) 募集要項の配布期間

ア 配布期間

令和8年 10 月 19日(月)から同年 11 月6日(金)まで

イ 配布方法

本市ホームページ(「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」→「令和 8 年度(2026 年度)プロポーザル実施案件」)上に公開し、提案者がダウンロードすることにより配布される。

4 応募及び参加の手続

(1) 提案募集方法

公募型プロポーザル方式とする。見積金額が提案限度額の上限を超えないものについて、提出された提案書、プレゼンテーション及び質疑応答を審査し、評価を行う。

(2) 参加表明、資格審査書類提出

ア 提出期間

令和8年10月20日(火)から同年11月6日(金)17:00まで(厳守)

※事前に提出予定日時を提案募集事務局に連絡すること(平日9:00から17:00まで)。

イ 提出場所

提案募集事務局(吹田市福祉部高齢福祉室介護保険グループ庶務担当)

ウ 提出方法

書面を持参又は郵送の方法により提出すること。郵送の場合は、令和8年11月6日(金)必着とし、記録が残る方法で送付すること。

エ 提出書類

(ア)参加表明書[様式1]

(イ)会社概要[様式2]

(ウ)業務従事者調書[様式3]

(エ)類似業務実績調書[様式4]

(オ)財務諸表(3か年分)[任意様式]

(カ)セキュリティ認証の写し[任意様式]

(キ)委任状(代表者以外の者が申込みする場合)[様式5]

(ク)吹田市税の納税状況調査に関する誓約書[様式6]

(ケ)暴力団員、暴力団密接関係者に該当しない旨の誓約書[様式7]

(コ)共同事業体構成表[任意様式] ※

(サ)共同事業体委任状[任意様式] ※

※共同事業体で提案する場合に提出すること

(3) 参加資格通知

令和8年11月12日(木)17:00までに電子メールにより通知する。また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して電子メールにより通知する。

(4) 質問の受付及び回答

質問については、電子メールにより提案募集事務局まで質問書[様式9]を提出する。回答は質問回答日に全ての参加資格を認められた提案者に対して電子メールにて送付する。

ア 質問受付期間

令和8年10月21日(水)から同年10月28日(水)17:00まで

イ 質問回答日

令和8年11月4日(水)に回答する。

ウ 提出先メールアドレス

kaigo@city.suita.osaka.jp

(5) 提案辞退

やむを得ず辞退する場合、速やかに提案募集事務局に提案辞退届[様式10]を提出すること。なお、提案辞退をすることによるペナルティは生じないが、本プロポーザルの正常な執行を妨げることの無いよう安易な参加表明は厳に慎むこと。

5 提案方法

(1) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和8年11月13日(金)9:00から同年11月25日(水)17:00まで(厳守)

※事前に提出予定日時を提案募集事務局に連絡すること(平日9:00から17:00まで)。

イ 提出場所

提案募集事務局(吹田市福祉部高齢福祉室介護保険グループ庶務担当)

ウ 提出方法

書面を持参又は郵送の方法により提出すること。郵送の場合は、令和8年11月25日(水)必着とし、記録が残る方法で送付すること。

エ 提案書の内容

別紙「吹田市介護保険事務業務に関する審査評価項目」に記載する内容について、「目次」順に、提案書を作成することとする。

オ 提出書類

提出書類	様式番号等	部数	留意点
提案依頼項目記載箇所一覧	任意様式	15部	提案書に添付すること。
提案書	任意様式	15部	表紙には「吹田市介護保険事務委託に係る提案書」と記載し、提出日も記載すること。1部のみ提案事業者名を記載すること。文字の大きさは12ポイント以上とし、目次を付して適宜ページ番号を振ること。50ページ以内にまとめること。
本番移行スケジュール・引継計画	任意様式	15部	
フロアデザイン・レイアウト	任意様式	15部	
業務実施体制(遷移)図	任意様式	15部	
委託業務の受託可否一覧	様式11	15部	受託可否と備考を入力すること。
見積書	様式8	1部	
見積明細書	任意様式	1部	
業務従事者調書	様式3	15部	応募時の提出物と同様のもの。
類似業務実績調書	様式4	15部	応募時の提出物と同様のもの。
提案書の電子データ	任意媒体	1部	任意の媒体に保存したもの。提案事業者名を記載すること。

(2) プレゼンテーション、質疑応答

本市が設置する「吹田市介護保険事務業務プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施する。

ア 実施日時

令和8年12月23日(水)で吹田市が指定した時間

※実施場所及び実施時間は、後日個別に連絡する。

※事情により変更となる可能性がある。

イ 時間配分

各者ごとに最大 60 分とする（プレゼンテーション 35 分、質疑応答 25 分）。

※事情により変更となる可能性がある。

ウ プレゼンテーションを行う者及び同席者

（ア）本業務に従事する者（統括責任者もしくは現場管理責任者）がプレゼンテーションを行うこと。

統括責任者と現場管理責任者が、2名以上でプレゼンテーションを行うことも可とする。

（イ）同席者はプレゼンテーションを行うものを含め5名までとし、質疑応答については、プレゼンテーションを行う者及び同席者の発言を認める。

（3）その他

ア 提案書及びプレゼンテーション、質疑応答の中で提案した事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用する。ただし、意見・提案を求めている部分について業務委託仕様として採用するかどうかは、契約候補事業者決定後、本市が決定する。

イ 提案者は、募集要項、仕様書等を熟読し、それらを順守する。原則、質問については質問期間内に行うものとする。又、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる提案者としての態度を保持しなければならない。

ウ 提案のあった見積金額について、提出後の増額変更等は認めない。提出後は、仕様書等の内容及び提案書の内容が漏れなく積算されているものとして取扱う。

エ 提案者は、契約候補事業者決定後において、募集要項・仕様書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

オ 公平性の観点から審査時は提案事業者名等を匿名とする。提案書（プレゼンテーション資料を含む。）に事業者の商号又は名称の記載をしないこと。

カ 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。

キ 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（4）提案の無効に関する事項

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、クに該当するときは、その者の提案は無効とする。キに該当するときはその部分について無効とする。

ア 契約候補事業者の選定時点において本実施要領の「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。

オ 提案者の関連会社が本プロポーザルに参加しているとき。ただし、参加資格通知までに、参加している関連会社の中から参加する 1 者を決定し、それ以外の関連会社が辞退した場合はその 1 者の提案を認める。その 1 者を決定するために関連会社同士で相談を行うことは「9 失格事由（2）」には該当しない。

カ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

キ 見積金額以外の費用が発生する提案を行ったとき。

ク 現在、委託を実施している内容が委託範囲に含まれていない提案を行ったとき。

6 審査・選定方法

(1) 審査項目・審査基準

別紙「吹田市介護保険事務業務委託に関する審査評価項目」のとおりとする。

(2) 審査方法

審査は、選定委員会及び選定委員会に設置された評価部会により実施される。

書類審査、プレゼンテーション審査及び価格審査を行い、各審査の合計点から最優秀提案者を決定する。

各審査にあたっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。さらに、価格審査にあたり、見積価格は他の全ての審査が終わるまで選定委員会及び評価部会に開示しないものとする。

ア 評価部会による補助執行

評価部会は、審査評価項目及び基準に則り書類審査の項目について選定委員会の補助執行として審査を行う。なお、評価部会は補助執行の結果を選定委員会に報告し、選定委員会の各委員は当該報告を確認・再評価したうえで、自らの審査を行うものとする。

イ 最優秀提案者の決定方法

選定委員会の各委員が総合評価点（書類審査、プレゼンテーション審査及び価格審査の評価点の合計点）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案者とする。

1位と順位付けした委員数が同数の場合は、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

ただし、評価点（全委員の採点結果の合計点）について、満点の5割以上を獲得している者であることとする。また、0点をつけた委員が過半数を超えた評価項目が一つ以上ある場合は選外とする。

(3) 審査の結果通知

ア 選定結果については、提案者全てに対し、令和9年1月7日（木）までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。

イ 契約候補者として決定されなかった提案者は、その理由について次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和9年1月7日（木）から令和9年1月14日（木）まで

上記期間の9:00 から 17:00 まで

（ただし、土日祝日及び平日 12:00～12:45 を除く）

(イ) 提出場所

提案募集事務局（吹田市福祉部高齢福祉室介護保険グループ庶務担当）

(ウ) 提出方法

任意の様式による書面を持参又は郵送の方法により提出すること。郵送の場合は、令和9年1月14日(木)必着とし記録が残る方法で送付すること。

(4) 最優秀提案事業者との交渉

選定委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって選考結果に影響がないかどうか十分考慮する。

(5) 結果公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

なお、本件の公表は、契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及び本市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

ア 最優秀提案事業者(契約候補者並びにその提案金額と評価点)

イ 全提案事業者の名称(申込順)(ただし、全提案事業者が2者の場合には公表しない。)

ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け(1位と順位付けした委員数の順。なお、最優秀提案事業者以外は記号(アルファベット)表示を行う。)

エ 審査項目・基準、配点

オ 選定委員会委員の役職名

カ 選定委員会の会議録の概要

キ その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

7 選定結果の公表方法・内容

(1) 公表方法

選定結果は福祉部高齢福祉室介護保険グループ、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

(2) 公表内容

ア 最優秀提案事業者名並びにその提案金額と評価点

イ 全提案者の名称(申込順)

ウ 全提案者の評価点(得点順 最優秀提案事業者以外はアルファベット表示とする。)

エ 審査項目・基準、配点

オ 選定委員会委員及び評価部会員の役職名

カ 選定委員会及び評価部会の会議録の概要

キ その他必要な事項

8 支払方法

(1) 請求

本業務の受注者は、本市に対し、本市と協議して決めた回数に分けて契約した金額を請求する。本市は、その請求に対し業務内容を審査し、適切と認めた場合に請求日から30日以内に日本国通貨で支払う。

(2) その他契約に関して

ア 契約候補事業者が契約締結までに「2 参加資格」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、審査結果が次点の者から繰上げて契約の相手方とする。

イ 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）第 115 条第 3 号の規定及び「契約保証金徴収の取扱基準について（昭 55.4.10 市長決裁）」により契約金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、同規則第 115 条の規定に該当する場合は、減免または免除することがある。

ウ 契約金額は、原則として見積書の金額とする。各年度の支払額は、契約金額及び本市予算額の範囲内とする。

(3) 契約時の提出書類

契約候補事業者は契約交渉時に下記の書類を提出すること。

ア 履歴（現在）事項全部証明書（写し可）

契約日前 3 か月以内に法務局で発行されたものに限る。

イ 代表者の印鑑証明書（写し可）

契約日前 3 か月以内に法務局で発行されたものに限る。

ウ 納税証明書（写し可）

契約日前 3 か月以内に発行された未納税額のない証明書。

所轄の税務署で発行された「法人税・消費税（法人）の納税証明書」

エ 社会保険に関する証明書（写し可）

未納がないことの証明書（証明日が契約日から 3 か月前の日以降のもの）

(ア) 雇用保険

労働局発行の労働（雇用）保険料の領収証書もしくは納入証明書等納付したことを証する書面

(イ) 健康保険及び厚生年金

領収証書または納入証明書等納付したことを証する書面

9 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講じることがある。

(1) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

(2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

(3) 選定結果の通知を受取るまでの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

(4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

(5) 提案に対して談合等の不正行為を行うこと。

(6) 正常な提案の執行を妨げること、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者であった場合において、審査を行った結果、評価点（全委員の採点結果の合計点）について満点の5割以上を獲得していない場合または、一つ以上の評価項目を0点とつけた委員が過半数を超えた場合は提案者なしとする。提案者がいない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

11 留意事項

(1) 企業連合体による提案

ア 企業連合体による提案は、1者による提案と同様の扱いとする。

イ 提案書にとりまとめを行う代表事業者、各事業者が担当する業務について、その関係性が分かるよう明記すること。ただし、事業者名や事業者名が特定できる内容は記載しないこと。

ウ 提案書に各事業者間の体制について明記すること。ただし事業者名が特定できる内容は記載しないこと。

(2) 再委託の禁止

ア 本業務の受注者は、個人情報の処理を自ら行うものとし、委託業務の全部又は大部分を再委託してはならない。

イ 本業務の受注者は委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

ウ 本業務の受注者は、前項の承諾を得るに当たっては、次の各号に規定する事項を記載した書面の提出を行わなければならない。

(ア) 受任者又は再委託先の商号又は名称

(イ) 再委託業務の内容

(ウ) 再委託期間

(エ) 再委託が必要な理由

(オ) 再委託業務において取り扱う個人情報項目

(カ) 再委託先における特定個人情報の安全管理の体制

(キ) 再委託先に対して求める特定個人情報の保護のための措置の内容

(ク) 再委託先を監督する方法

(ケ) その他本市が必要と認める事項

エ 本業務の受注者は、再委託契約において、個人情報の安全管理の方法について具体的に指示し、監督を行うとともに、本市の求めに応じて、受任者又は再委託先の状況等を報告しなければならないこととする。

オ 本業務の受注者は、委託業務の一部を再委託する場合には、本業務の受注者と受任者又は再委託先との契約内容にかかわらず、受任者又は再委託先の当該処理に関する行為について責任を負うものとする。

カ 本業務の受注者は、再委託先に対する監督の状況について、本市から報告の求めがあったときは、直ちにこれに応じなければならないこととする。